

生乳流通体制合理化推進事業実施要領

- 平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認
- 平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号
- 一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付け 29 農畜機第 409 号承認
- 一部改正 平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号
- 一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農畜機第 449 号承認
- 一部改正 平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号
- 一部改正 平成 30 年 8 月 23 日付け 30 農畜機第 2995 号承認
- 平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号
- 一部改正 平成 30 年 10 月 12 日付け 30 農畜機第 3892 号承認
- 平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号
- 一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付け 30 農畜機第 4677 号承認
- 平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号
- 一部改正 平成 31 年 4 月 15 日付け 31 農畜機第 353 号承認
- 平成 31 年 4 月 16 日付け中酪（業務）発第 36 号
- 一部改正 令和 2 年 4 月 14 日付け 2 農畜機第 284 号承認
- 令和 2 年 4 月 27 日付け中酪（総務）発第 50 号
- 一部改正 令和 3 年 4 月 13 日付け 3 農畜機第 292 号承認
- 令和 3 年 4 月 13 日付け中酪（総務）発第 47 号
- 一部改正 令和 4 年 4 月 19 日付け 4 農畜機第 444 号承認
- 令和 4 年 4 月 20 日付け中酪（総務）発第 68 号
- 一部改正 令和 5 年 4 月 13 日付け 5 農畜機第 299 号承認
- 令和 5 年 4 月 14 日付け中酪（総務）発第 41 号
- 一部改正 令和 6 年 4 月 5 日付け 6 農畜機第 185 号承認
- 令和 6 年 4 月 8 日付け中酪（総務）発第 27 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）は、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、生乳流通体制の合理化の推進を図るための事業に対し、独立行政

法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の確保及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48-1 号）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業実施主体

この事業の実施主体は、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工にかかる乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあつては、都府県の区域を地区とする。）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であつて、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体（以下「実施団体」という。）とする。

第 2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

1 生乳流通合理化等体制整備

中酪は、実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減又は生乳の需給調整を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。

- (1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催
- (2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定
- (3) 生乳需給調整協議会の意見を踏まえ、生乳の広域的な流通の方策等を定める生乳需給調整計画（以下「生乳需給調整計画」という。）の策定

2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入

中酪は、実施団体が、生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、(1)及び(2)の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 生乳流通体制合理化機械装置リース

第 3 の 1 に規定する生乳流通体制合理化機械装置を貸付者（実施団体が認めるリース会社をいう。以下同じ。）から導入する生乳流通合理化計画に定める借受者の第 3 の 1 の (4) の貸付期間に支払う貸付料の軽減

(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備

貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修

3 生乳需給調整機能装置の整備

中酪は、実施団体が、生乳需給調整計画に基づく生乳需給調整を図るため、既存の貯乳施設の補改修に要する経費を補助するものとする。

第3 事業の要件

1 生乳流通体制合理化機械装置

(1) 貸付対象機械装置等の範囲

ア 第2の2の(1)の事業における貸付の対象となる生乳流通体制合理化機械装置(以下「貸付対象機械装置」という。)の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

イ 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを貸付対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

ウ 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

エ 貸付対象機械装置は、国又は機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものを対象としないものとする。

オ 貯乳タンクの導入を行う場合は、当該貯乳施設内のすべてのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減(複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。)に係るものに限る。

(2) 貸付対象機械装置の借受者

第2の2の(1)の事業における借受者は、以下の要件を満たすものとする。

ア 借受者が実施団体ではない場合、当該借受者は、第4の2の(1)の事業参加申込書を実施団体に提出していること。

イ 貸付対象機械装置のうちタンクローリーの借受者が、生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と生乳輸送業務に係る契約を締結している法人であること。

ウ 貸付対象機械装置のうち生乳成分検査機器の借受者が、生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と乳質検査業務に係る契約を締結している法人であること。

(3) 貸付対象機械装置の貸付者

第2の2の(1)の事業における貸付者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 借受者が選定し、実施団体が認めたリース会社であること。

イ 借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場

合、貸付対象機械装置等の貸付期間において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保していること。

(4) 貸付対象機械装置の貸付期間

第2の2の(1)の事業における貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間終了後に貸付対象機械装置等の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置等の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース会社が貸付期間終了後に貸付対象機械装置等の所有権を借受者に移転することを前提に、リース会社が別に定めるものとする。ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置等は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間終了後に貸付対象機械装置等の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置等の貸付期間は、法定耐用年数とする。

(5) 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース会社に支払うものとする。

(6) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。

なお、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、実施団体から基本貸付料の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(7) 貸付対象機械装置等への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象機械装置等に標記するものとする。

(8) 貯乳施設附帯機械装置の補改修

ア 第2の2の(2)の事業における補改修の対象となる貯乳施設附帯機械装置は、実施団体が所有するものとし、直接、生乳の保管等に係るものに限る。

イ 貯乳施設附帯機械装置のうち、貯乳タンクの補改修を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減（複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。）に係る補改修に限る。

2 生乳需給調整機能装置の補改修

(1) 第2の3の事業における補改修の対象となる生乳需給調整機能装置は、別表1の貯乳施設附帯機械装置のみとし、全てのタンクの合計貯乳量が100トン未満のものとする。

- (2) 第2の3の事業における施設の補改修は、広域的な生乳の流通に資するためのものに限り、乳業者が保有する加工処理施設を使用する場合にあっては、当該乳業者自らの加工処理施設間の運搬に係る場合は対象外とする。

第4 事業の実施

1 生乳流通合理化等計画の内容等

(1) 作成に係る留意点

ア 生乳流通合理化計画

実施団体のうち、生乳受託販売事業者又はその会員が、生乳流通合理化計画を策定する場合にあっては、『「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」のうち指定団体の取組について』（令和3年2月9日付け2生畜第1813号農林水産省生産局長通知）に基づき当該生乳受託販売事業者が策定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。

イ 生乳需給調整計画

生乳需給調整計画を策定する場合にあっては、生乳の広域的な流通に係る取組等について策定するものとする。

(2) 都道府県知事等への計画の提出

ア 実施団体は、別紙様式第1-1号の生乳流通合理化計画又は別紙様式第1-2号の生乳需給調整計画を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。

なお、生乳流通合理化計画又は生乳需給調整計画の内容を変更した場合も同様とする。

イ 実施団体は、第2の2の(1)及び(2)の事業にあっては、生乳流通合理化計画を第2の3の事業にあっては生乳需給調整計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。

2 借受者の事業参加申込み

(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアからキまで、それ以外の者の場合は、ウからキまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。

ア みどりのチェックシート（畜産）の各取組みについて、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート

イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し

ウ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

エ 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し

オ リース会社とのリース契約申込書の写し

カ 借受者が法人にあっては定款の写し

キ その他必要な書類

(2) 貸付の決定と契約

ア 実施団体は、(1)により事業参加申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、会長が適当と認めた場合には、借受者及びリース会社に対し、貸付決定通知を送付するものとする。

イ 借受者は、アによる貸付決定後、リース会社との間でリース契約手続を開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と基本貸付料に係る補助金額を明記するものとする。

(3) 基本貸付料の助成

生乳生産者団体は、第2の2の(1)の取組の実施に当たり、借受者がリース会社から借り受ける貸付対象機械装置の基本貸付料の3分の1以内(第6のただし書きの要件を満たす場合は2分の1以内)の経費について、リース会社を通じて助成するものとする。

3 貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置の検収

実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置が納品された場合は、速やかに当該貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置及び生乳需給調整機能装置の検収を行い、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

なお、貸付対象機械装置の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。

4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。

(2) 実施団体は環境負荷低減に向けた取組に努めるものとし、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者・自治体等向け)」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。

5 実施団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

(1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。

(2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。

6 事業の委託

実施団体は、この事業の一部を都道府県の全部もしくは一部の地区とする農業協同組合連合会または農業協同組合等に対し委託して行うことができるものとする。

7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 事業の推進指導等

1 実施団体は、中酪及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

2 借受者及びリース会社は、実施団体の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

第6 中酪の補助等

中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業について、補助率を2分の1以内とする。

1 事業の対象となる地域（生乳受託販売事業者及び生乳買取販売事業者（以下「生乳販売事業者」という。）にあっては当該生乳販売事業者が管轄する区域、都府県にあっては都府県の区域とする。以下同じ。）において、生産者から生乳販売事業者までの生乳販売が生乳販売事業者を含めて2団体以下により行われていること。

2 事業の対象となる地域において、この事業により合理化を図ろうとする業務に係る生産者負担額の単価が一律の額で定められていること。

第7 補助金交付の手続等

- 1 実施団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第4号の生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、会長が別に定める期日までに会長に提出するものとする。

また、実施団体は、当該事業実施計画に係る補助金交付申請書の写しを知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

実施団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第5号の生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 実施団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第6号の生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

実施団体は、当該年度に実施した事業の実績について、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の3月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第7号の生乳流通体制合理化推進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

また、実施団体は、当該実績報告に係る実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

第8 貸付対象機械装置等の維持管理等

1 維持管理

- (1) 第2の2の(1)の事業を実施した場合、以下のとおりとする。

ア 借受者は、リース会社とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。

イ 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。

ウ 借受者は、貸付対象機械装置の性質に応じて、リース会社等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

- (2) 第2の2の(2)の事業を実施した場合、以下のとおりとする。

ア 実施団体は、善良なる管理者の注意をもって生乳流通体制合理化機械装置

等を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。

イ 実施団体は、生乳流通体制合理化機械装置等の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。

2 中酪は、実施団体から貸付対象機械装置等の貸付期間中において、当該貸付対象機械装置等の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、借受者、リース会社に対して補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。

(1) リース契約を解約又は解除したとき

(2) 借受者が経営を中止したとき

(3) 貸付期間中に借り受けた貸付対象機械装置等が消滅または消失したとき

(4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき

(5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき

(6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

3 事業の中止等による返還

貸付期間内において、借受者が事業を中止しようとする場合は、貸付対象機械装置等に係る補助金について、リース会社は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、会長に返還するものとする。

4 会長の指示による返還

会長は、2から3以外の場合、必要に応じてリース会社に補助金の返還を求めることができるものとする。

5 返還のための対応

リース会社は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

第9 運営状況等の報告

実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等、生乳流通体制合理化機械装置（取得価格が50万円未満のものを除く。）及び生乳需給調整機能装置について、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交

付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 実施団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実施団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第9号の生乳流通体制合理化推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

実施団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じ、実施団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 5 月 20 日から適用する。

附 則（平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 9 月 28 日から適用する。

附 則（平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 9 月 28 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 16 日付け中酪（業務）発第 36 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 27 日付け中酪（業務）発第 50 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 13 日付け中酪（総務）発第 47 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 20 日付け中酪（総務）発第 68 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 3 年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、

なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年4月14日付け中酪（総務）発第41号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月8日付け中酪（総務）発第27号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

貸付対象機械装置	内 容
タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。
生乳冷却機器（バルククーラー等）	
生乳成分検査機器	
貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）	

※ 別表2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 生乳流通合理化体制整備	<p>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催</p> <p>(2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入	<p>(1) 生乳生産者団体が、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>(2) 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修に要する経費</p>	<p>(貸付対象機械装置価額－譲渡額)又は{貸付対象機械装置価額×(貸付期間/法定耐用年数)}のいずれか低い額の1/3以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p>
3 生乳需給調整機能装置の整備	<p>生乳需給調整機能装置の補改修に要する経費</p>	<p>1/3以内</p> <p>ただし、1事業者あたり1千万円を補助限度額とする。</p>

〇〇（実施団体名）生乳流通合理化計画

番 号
年 月 日

都道府県

知事 〇〇 〇〇 殿

一般社団法人中央酪農会議

会長 〇〇 〇〇 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の2の事業の実施に当たり、生乳流通合理化計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の（2）のアの規定に基づき提出します。

記

1 趣旨

本会は、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の1の（2）に基づき、以下のとおり、〇〇（集乳、送乳及び生乳検査体制のいずれか取組む内容を記載）の生乳流通合理化計画を策定する。

2 生乳流通合理化計画の実施体制（生乳流通合理化協議会の組織構成、事業参加者名（借受者、リース業者）及びそれらの役割分担を図式明記すること）

3 生乳流通合理化計画の概要（あるべき姿）

4 具体的な合理化の内容等

- （1）見直し対象となる業務（集乳、送乳、生乳検査、その他）及びその地域
（別途、地図で酪農家、クーラーステーション、乳業工場等の位置関係を説明すること。）
- （2）本事業で導入する機械装置等の種類、規模、利用場所、リース業者の選定理由
- （3）現状分析（見直し対象となる業務費用、その徴収方法及び精算方法）

- (4) 合理化するための前提条件
- (5) コスト削減方法
- (6) 期待される効果
 - ① 人員数、路線数、台数等の削減など
 - ② コスト削減効果の試算（総額/年、生乳1kg 当たり単価）
- (7) 合理化のスケジュールと目標年度

5 集送乳等経費の削減目標（合理化の取組内容に係る費用のみでも可）

区 分	○年度 (5年前) (円)	○年度 (基準年) (円)	○年度（5年後目標）		
			合理化に取組 まなかった場 合の金額 (千円)	取組後	
				金額 (千円)	削減率 (%)
1 人件費 ① 集乳 ② 送乳 ③ 生乳検査 ④ 管理総務					
2 旅費交通費					
3 管理業務費					
4 公租公課					
5 施設費 (検査機器はここで記載)					
6 車両管理費					
7 委託費 :					
8 集送乳等経費 小計 ① 集乳 ② 送乳 ③ 生乳検査					
9 維持管理費 小計					
10 支出経費 (8・9) 合計					
11 生乳受託量 (kg)					
12 経費単価 ① 集乳単価 (8-①)÷11 ② 送乳単価 (8-②)÷11 ③ 検査単価 (8-③)÷11 ④ 維持管理単価 9÷11					
13 農家戸数 (戸)					

注1：複数の業務を合理化する場合には、その内訳を記載すること。

注2：1から7までの費用のうち集送乳等経費に区分できるものは、8の①から③へ、区分できないものは、9の維持管理費として集計すること。

6 添付書類

協議会の名簿、議事録、算定基礎資料

〇〇（実施団体名）生乳需給調整計画

番 号
年 月 日

都道府県

知事 〇〇 〇〇 殿

一般社団法人中央酪農会議

会長 〇〇 〇〇 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の3の事業の実施に当たり、生乳需給調整計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の（2）のアの規定に基づき提出します。

記

1 趣旨

本会は、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の1の（3）に基づき、以下のとおり生乳需給調整計画を策定する。

2 生乳需給調整計画の実施体制（生乳需給調整協議会の組織構成、事業参加者名）及びそれらの役割分担を図式明記すること）

3 生乳需給調整計画の概要

4 具体的な内容等

- （1）対象となる業務（集乳、送乳、生乳検査、その他）及びその地域
（別途、地図で酪農家、クーラーステーション、乳業工場等の位置関係を説明すること。）
- （2）本事業で補改修する貯乳施設附帯機械装置等の種類、規模、利用場所
- （3）具体的な生乳流通体制（別途、流通体制をフロー図で説明すること。）
- （4）期待される効果

5 需給調整目標

年度区分	能力表示 の単位	年間搬出 計画	1日あたり 貯乳計画	主な搬出 計画	備 考
整備前 (〇〇年度)					
整備後初年度 (〇〇年度)					
整備後5年後 (〇〇年度)					

※年間搬出計画には、タンクに貯乳機能を持たせた場合における、受入（搬出）乳量の計画量を記載。

1日あたり貯乳計画には、1日あたり貯乳のうち、最大の時の計画量を記載。

6 添付書類

協議会の名簿、議事録、算定基礎資料

別紙様式第2号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書

番 号
年 月 日

実施団体名

代表者名

殿

住 所

借受者名

代表者氏名

令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を実施したいので、貴実施団体が策定した生乳流通合理化計画及び生乳流通体制合理化推進事業実施要領に同意するとともに、同要領第4の2の(1)の規定に基づき下記のとおり、関係書類を添えて事業参加を申し込みます。

記

1 生乳流通体制合理化機械装置の導入計画
別紙のとおり。

2 添付書類

- (1) みどりのチェックシート(畜産)の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート(借受者が生乳生産者の場合)
- (2) 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し(借受者が生乳生産者の場合)
- (3) 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し
- (4) 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し
- (5) リース会社とのリース契約申込書の写し
- (6) 定款の写し(借受者が法人の場合)
- (7) その他必要な書類

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号の別紙

生乳流通体制合理化機械装置の導入計画

(単位：円、1円未満切り捨て)

No	導入予定 年月日	導入場所	メーカー	機械装置名	形式	数量 (台) ①	機械装置価額 (税抜き) ②	消費税	譲渡額 ③	貸付 期間 (月) ④	法定 耐用 年数 ⑤	事業費 ①×(②-③)又 は①×②×④ /(⑤×12)のい ずれか低い額 ⑥	補助率 ⑦	補助金額 ⑥×⑦	貸付者名	所有権 の移転
合計																

別紙様式第3号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業対象機械装置等の検収調書

(第2の2及び3の事業)

検収者（実施団体）	名称		
	代表者氏名		
検収実施者	所属・職名		
	氏名		
検収立会人（借受者）	所属・職名		
	氏名		
検収立会人（リース会社）	所属・職名		
	氏名		
検収立会人（販売業者等）	所属・職名		
	氏名		
貸付対象機械装置の名称			
銘柄			
型式			
機械装置製造番号			
車両等の場合登録番号			
販売業者等の名称			
貸付対象機械装置の納入年月日			
貸付番号			
検収年月日			
検収場所			
検収所見	申請内容と相違ないか		
	カタログどおりか		
	新品であるか		
	試運転の結果はどうか		
	機械装置表示番号貼付		
	業者から取扱説明を受けたか		
備考			

注1：検収確認結果を写真撮影のうえ、提出すること。

注2：一体的に導入した機械装置がある場合は、備考欄に記入すること。

別紙様式第4号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、生乳流通体制合理化推進事業を下記のとおり実施したいので、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の1の規定に基づき補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置整備				
3 生乳需給調整機能装置の整備				
合計				

注：事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業着手年月日及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
 - (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施についてに基づく「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）」の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート
 - (4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類
 - ① ○○（実施団体名）生乳流通合理化計画（別紙様式第1-1号）
 - ② 機械装置の見積書
 - ③ 機械装置のカタログ等仕様がわかる書類
 - ④ 借受者から提出された参加申込書
（借受者が実施団体でない場合）
 - ⑤ みどりのチェックシート（畜産）の事業実施年度中の取組を実施することがわかる生乳生産者の一覧（借受者が生乳生産者の場合）
 - ⑥ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し
（借受者が生乳生産者の場合）
 - ⑦ 機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し
 - ⑧ 機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し
 - (5) 生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類
第2の2の(2)の事業の場合
 - ① ○○（実施団体名）生乳流通合理化計画（別紙様式第1-1号）
 - ② 機器等の見積書
 - ③ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類
 - (6) 生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類
 - ① ○○（実施団体名）生乳需給調整計画（別紙様式第1-2号）
 - ② 機器等の見積書
 - ③ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類
- (注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画

1 生乳流通合理化等体制整備

(1) 生乳流通体制合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催

(単位：円)

開催時期	内容	事業費	積算基礎	備考
	計			

注：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。
(開催予定案、議題、人数、参集範囲など)

(2) 生乳流通体制合理化計画及び生乳需給調整計画の策定

(単位：円)

内容	事業費	積算基礎	備考
計			

注：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。
(コスト構造の分析・調査など)

2 生乳流通体制合理化機械装置の導入

(1) 生乳流通体制合理化機械装置リース

別添のとおり

(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備
 ア 貯乳施設附帯機械装置の補改修

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名 又は都道府県名	実施時期	取組内容	補改修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

注1：生乳生産者団体から提出された生乳流通合理化計画を添付すること。

注2：補改修の内容がわかる書類を添付すること。

注3：貯乳タンクの補改修の場合は、取組内容の欄に補改修前後の容積を記載すること。

注4：補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることがわかる書類を添付すること。

イ 乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名 又は都道府県名	実施時期	取組内容	補改修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

注1：生乳生産者団体から提出された生乳流通合理化計画を添付すること。

注2：システムの整備・改修の内容がわかる書類を添付すること。

注3：補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることがわかる書類を添付すること。

3 生乳需給調整機能装置の整備

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名 又は都道府県名	実施時期	取組内容	補改修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

注1：生乳生産者団体から提出された生乳需給調整計画を添付すること。

注2：補改修の内容がわかる書類を添付すること。

注3：貯乳タンクの補改修の場合は、取組内容の欄に補改修前後の容積を記載すること。

別添

(1) 生乳流通体制合理化機械装置リース

(単位：円、円未満切り捨て)

No	生乳生産者 団体名	地域名 又は都 道府県 名	借受者名	代表者 名	機械装置名	数量 (台) ①	機械装置価 格 (税抜き) ②	消費税	譲渡額 ③	貸付期 間 (月) ④	法定耐 用年数 ⑤	事業費⑥ ①×(②- ③)又は ①×②×④/ (⑤×12) のいずれか 低い額	補助率 ⑦	補助金額 ⑥×⑦	貸付者名	所有 権の 移転
合計													—			

(注1) 生乳流通合理化計画を添付すること。

(注2) 生乳流通体制合理化機器の内容が分かる書類を添付すること。

(注3) 補助率を2分の1に引き上げる場合は、要件を満たしていることがわかる書類を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議

会長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置整備				
3 生乳需給調整機能装置の整備				
合計				

注1：事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

注2：補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分

を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

なお、別紙「令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画」は、別紙様式第4号の別紙に準じるものとする。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	年 月 日 まで 予定出 来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) (フリガナ)
口座名義

別紙様式第7号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり実施したので、生乳流通
体制合理化推進事業実施要領第7の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年生乳流通体制合理化推進事業実績報告書」のとおり
別紙様式第4号の別紙に準じて作成すること。ただし、計画と実績が比較
できるように二段書きにし、上段に計画額を（ ）書きで記載し、下段に実
績を記載すること。

3 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績			既概算 払受領 額 ②	差引 精算払請 求額 ①-②	備考
	事業費	補助金	事業 費	補助金 ①	その 他			
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定								
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置整備								
3 生乳需給調整機能装置の整備								
合計								

4 事業開始及び完了年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 口座種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) (フリガナ)

口座名義

6 添付書類

(1) 生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書（写）

(2) 生乳流通体制合理化機械装置等のリース契約書（写）

※リース契約には、貸付対象機械装置の本体価格と基本貸付料に係る補助金額を明記すること。

(3) 生乳流通体制合理化機器等の請求書等（写）

別紙様式第8号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における生乳流通体制合理化推進事業について、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第9の規定に基づき、その運営状況等について下記のとおり報告します。

記

1 集送乳等経費の削減目標と実績

区分	合理化計画				実績									
	○年度 実績	○○年度 (合理化 に取り組 まない場 合) ①	○○年度目標 (5年後)		○年度		○年度		○年度		○年度		○年度	
			金額 ②	削減率 ②/①	金額 ③	削減率 ③/①	金額 ④	削減率 ⑤ /①	金額 ⑤	削減率 ⑤/①	金額 ⑥	削減率 ⑥/①	金額 ⑦	削減率 ⑦/①
集送乳等経費 (総額、円)														
受託販売乳量 (kg)														
集送乳等経費 (乳代控除予 定額、円/kg)														

注：合理化計画の欄は、提出した生乳流通合理化計画に記載した金額を記入すること。

添付資料

- (1) 対象となる地域において、集送乳等の業務に携わる者別（生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の2の事業による生乳流通体制合理化機械装置の借受者を含む）の集送乳等経費の直近時の実績がわかる積算基礎
- (2) 生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の2の事業により導入した生乳流通体制合理化機械装置等の利用状況がわかる書類

2 需給調整目標と実績

区分	生乳需給調整計画			実績									
	○年度 (前年度 実績)	○年度目標 (5年後)		○年度		○年度		○年度		○年度		○年度	
	①	実績 ②	達成率 ②/①	実績 ③	達成率 ③/①	実績 ④	達成率 ⑥ /①	実績 ⑤	達成率 ⑤/①	実績 ⑥	達成率 ⑥/①	実績 ⑦	達成率 ⑦/①
年間搬出量 (トン)													
1日当たり貯 乳量(トン)													
○○ ()													

注：生乳需給調整計画の欄は、提出した生乳需給調整計画に記載した計画値を記入すること。

添付資料

生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の3の事業により導入した生乳需給調整機能装置の利用状況がわかる書類

別紙様式第9号

令和 年度生乳流通体制合理化推進事業に係る仕入れに係る消費税等
相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金について、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・生産者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・生産者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料